

令和 2 年度
事業計画書

社会福祉法人南伊豆町社会福祉協議会

令和2年度社会福祉法人南伊豆町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

少子高齢化、人口減少、地域における相互支援機能の希薄化等、様々な福祉課題が顕在化することに伴い、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応するためには、公的制度の枠組みだけでは限界があります。社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉推進の中核的な組織として深刻な生活課題や社会的孤立などの新しい課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。そのために、各事業の更なる充実強化、新たな事業の開発を図り、行政機関や各福祉団体との連携を一層強化し、福祉事業に関する総合的な企画、調査、普及、宣伝、連絡、調整等に関して、積極的な活動を展開していきます。

また、平成29年度より実施している成年後見事業が4年目を迎え、市民後見人養成講座修了者も9名となった。成年後見制度の利用支援と広報、啓発活動をより一層強化し、法人後見受任体制をより充実し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らせる地域づくりを目指します。

2. 重点事業対策

- ① 要援護者支援の充実
- ② 成年後見事業の推進
- ③ ボランティア活動の推進
- ④ 広報活動の推進

3. 実施計画

(1) 居宅介護支援事業

介護支援専門員を1名配置し、要介護状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、入浴、食事の介護、その他生活全般にわたる訪問調査を行い、それぞれの利用者に適した居宅介護計画を作成する。事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護事業（訪問介護・障害福祉サービス）

訪問介護は2名の常勤と数名の非常勤ヘルパーを確保し、要介護者等が在宅において日常生活を営むことができるよう、身体、排泄、食事の介護等、生活全般にわたり援助を行なう。事業の実施に当たっては、関係団体との綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるとともに、利用者の確保も積極的に行い、安定した事業運営に取り組みます。

(3) 心配ごと相談所の開設

生活相談室は、広く住民の日常生活上的心配ごとについて相談に応じ、適切な助言、援助を行い、その解消に努めるとともに、相談事業の機能を高めるため民生委員、身体障害者相談員の協力を得、合同相談により充実した相談活動を行ないます。

1. 相談場所 南伊豆町健康福祉センター
2. 相談日 毎月 15 日(休日の場合は直近の平日)
3. 相談員 廣田 理 福原ふくよ 身障相談員 竹河十九巳
大島明利 平山さち子

(4) 各福祉団体との連携

民生委員児童委員協議会、子ども会、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、老人会、遺族会等との援助、協力を図る一方、啓蒙活動、ニーズの把握、問題解決のための施策などといった福祉活動を推進するにあたり、相互の連絡体制を密にすることにより、より良い地域社会づくりを目指します。

(5) 寿大学の開催

老人クラブ指導者及び会員を対象に寿大学を開講し、文化老人としての教養を高めるとともに生きがいの基本を養成します。

(6) 高齢者と子どもふれあい事業

次代の担い手である子どもたちが、高齢者とふれあうことにより、高齢者に対する親近感や理解が深まり、そこから思いやりの心が芽生える、というような場を提供し、福祉の輪を広げていきます。

(7) 老人給食サービス事業

JA 伊豆太陽指導員、JA 婦人部、ボランティア等の協力を得、町内の高齢者を対象に地区の老人憩いの家、公民館等を利用し、会食の場を設けることにより、高齢者への健常食の普及と健康増進を図ります。

(8) ふれあい広場の開催

町内福祉施設、福祉団体の協力を得、フェスタ南伊豆において、ふれあい広場を開催します。多くの町民が自由に参加できるふれあい広場を開催することにより、互いに理解を深め合う機会をつくります。

(9) 募金活動

各区長の協力を得、共同募金、歳末助け合い募金運動を展開し、また民生委員協議会

の協力により、対象者の把握、激励金品の配布、施設入所者への訪問を実施します。

(10) 生活福祉資金の活用

低所得世帯、身体障害者世帯、高齢者世帯等を対象とする生活福祉資金の活用により要援護世帯の自立更正を図ります。

(11) 日常生活自立支援事業の活用推進

金銭管理や福祉サービスの利用手続きに不安を抱える方が安心した地域生活を送れるよう日常生活自立支援事業の活用推進を図ります。

(12) 成年後見事業の推進

賀茂地区1市5町社会福祉協議会で成年後見業務協定を締結し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らせる地域づくりを目指し、認知症、知的障害あるいは精神障害等により判断能力が不十分な人が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めます。同時に、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう人材育成や活動支援を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。

(13) ボランティア活動の推進

社協へのボランティア登録を推進し、ボランティア活動保険への加入、ボランティア連絡会の開催、各種情報の提供等を行い、活動の活性化を図る。また、ボランティア団体の活動、運営の支援を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

(14) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、相談支援員を配置し、引きこもりの方や生活困窮者の生活や就労について相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、課題解決に向けてきめ細かなサポートを実施します。また、小中学生、高校生を対象に貧困の連鎖防止を目的として学習支援事業も実施します。

(15) 生活支援コーディネート事業

生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活ニーズを吸い上げ、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備をすすめ、地域住民主体の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を推進します。

(16) 善意銀行の運営

善意銀行は、町民のボランティア精神による善意によって預託されたものであるため、事業運営にあたっては、在宅福祉の向上、健康・生きがい作り、ボランティア活動の推進等のために活用し、明るく住みよい豊かな町づくりを推進します。